

**熊本県告示第191号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成27年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社 ホワシ	株式会社 ホワシ 人吉営業所	人吉市寺町21番1号	平成27年3月1日	福祉用具貸与
株式会社 ホワシ	株式会社 ホワシ 人吉営業所	人吉市寺町21番1号	平成27年3月1日	特定福祉用具販売

**熊本県告示第192号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成27年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社 ホワシ	株式会社 ホワシ 人吉営業所	人吉市寺町21番1号	平成27年3月1日	介護予防福祉用具貸与
株式会社 ホワシ	株式会社 ホワシ 人吉営業所	人吉市寺町21番1号	平成27年3月1日	特定介護予防福祉用具販売

**熊本県告示第193号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成27年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社 ホワシ	株式会社 ホワシ 荒尾営業所	荒尾市金山三ツ枝1422番地1	平成27年3月1日	福祉用具貸与
株式会社 ホワシ	株式会社 ホワシ 荒尾営業所	荒尾市金山三ツ枝1422番地1	平成27年3月1日	特定福祉用具販売

**熊本県告示第194号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成27年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社 ホワシ	株式会社 ホワシ 荒尾営業所	荒尾市金山三ツ枝1422番地1	平成27年3月1日	介護予防福祉用具貸与
株式会社 ホワシ	株式会社 ホワシ 荒尾営業所	荒尾市金山三ツ枝1422番地1	平成27年3月1日	特定介護予防福祉用具販売

熊本県告示第195号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により埋立免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により次のとおりその要領を告示し、関係書類を縦覧場所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。  
なお、利害関係人で意見のある者は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成27年3月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 出願者の住所及び氏名

熊本中央区水前寺六丁目18番1号  
道路管理者 熊本県 代表者 熊本県知事 蒲島郁夫

2 埋立区域

(1) 位置

(A区)

天草市久玉町字東添浦4840の4及び4842の4の地先の公有水面

(B区)

天草市久玉町字小松崎3994の2及び3993の2の地先並びに3993の4に隣接する無番地の地先の公有水面

(2) 区域

(A区)

次の地点のうち、1の地点から5の地点までを順次直線で結んだ線及び5の地点と1の地点とを結ぶ平成25年秋分の満潮位（DL+3.67メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 基点（二等三角点・戸島（北緯32度11分55.8106秒、東経130度04分41.3440秒の地点）をいう。以下同じ。）から345度46分54秒 1718.55メートルの地点

2の地点 1の地点から215度30分18秒 4.88メートルの地点

3の地点 2の地点から125度30分18秒 10.49メートルの地点

4の地点 3の地点から29度25分35秒 4.03メートルの地点

5の地点 4の地点から305度30分18秒 0.54メートルの地点

(B区)

次の地点のうち、1の地点から4の地点までを順次直線で結んだ線及び4の地点と1の地点とを結ぶ平成25年秋分の満潮位（DL+3.67メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 基点から345度42分19秒 1702.84メートルの地点

2の地点 1の地点から35度30分18秒 3.02メートルの地点

3の地点 2の地点から305度30分18秒 10.52メートルの地点

4の地点 3の地点から215度30分18秒 6.41メートルの地点

(3) 面積

(A区) 42.78平方メートル

(B区) 41.51平方メートル

(合計) 84.29平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

天草市久玉町字東添浦4862の2、4862の3、4851の1、4851の2、4850の1、4850の3、4850の2、4849の1、4849の3、4849の2、4848の1、4848の3、4848の2、4853の2、4864、4847、4846の1、4846の3、4846の2、4854、4845、4843の1、4843の3、4843の2、4844の2、4842の5、4842の4、4839、4842の1、4842の6、4840の4、4838、4841、4840の3、4840、4840の2及び4836の2並びにこれらの地域に隣接介する水路及び無番地の地内、同町字小松崎3978の2、3988の1、3990の1、3990の2、3991の1、3991の2、3992の1、3992の2、3993の2、3985の2、3993の1、3993の4、3994の2、3993の5、3994の1、3993の3、3995、3997、3998の2、3996及び3997の2の地内並びにこれらの地先の公有水面

(2) 区域

次の1の地点から17の地点までを順次直線で結んだ線及び17の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 基点から345度47分32秒 1610.99メートルの地点

2の地点 1の地点から71度58分39秒 6.72メートルの地点

3の地点 2の地点から47度05分43秒 4.85メートルの地点

4の地点 3の地点から37度35分46秒 93.80メートルの地点

5の地点 4の地点から29度53分28秒 7.81メートルの地点

6の地点 5の地点から324度07分16秒 18.11メートルの地点

7の地点	6の地点から	308度11分58秒	19.65メートルの地点
8の地点	7の地点から	333度51分05秒	27.07メートルの地点
9の地点	8の地点から	312度05分21秒	12.56メートルの地点
10の地点	9の地点から	279度57分40秒	49.72メートルの地点
11の地点	10の地点から	242度10分21秒	48.16メートルの地点
12の地点	11の地点から	199度41分46秒	41.17メートルの地点
13の地点	12の地点から	113度08分36秒	23.94メートルの地点
14の地点	13の地点から	150度00分07秒	17.18メートルの地点
15の地点	14の地点から	136度09分25秒	29.23メートルの地点
16の地点	15の地点から	142度48分50秒	41.93メートルの地点
17の地点	16の地点から	157度20分37秒	7.85メートルの地点

(3) 面積

13,094.63平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

5 出願年月日

平成27年1月14日

6 関係図書の縦覧場所

熊本県土木部河川港湾局河川課並びに天草広域本部土木部維持管理課及び工務第一課

熊本県告示第196号

次のとおり介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により公示する。

平成27年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
百崎 末雄	百崎内科医院	熊本県葦北郡芦北町田浦806	平成26年9月30日	居宅療養管理指導
百崎 末雄	百崎内科医院	熊本県葦北郡芦北町田浦806	平成26年9月30日	訪問リハビリテーション
百崎 末雄	百崎内科医院	熊本県葦北郡芦北町田浦806	平成26年9月30日	訪問看護
百崎 末雄	百崎内科医院通所リハビリテーション事業所	熊本県葦北郡芦北町田浦806	平成26年9月30日	通所リハビリテーション
医療法人社団 昭和会	ヘルパーステーションむつみ	熊本県荒尾市荒尾317番地1	平成26年10月1日	訪問介護
医療法人社団 春田会	通所リハビリテーションはるた	熊本県上天草市松島町阿村808-6	平成26年11月26日	通所リハビリテーション
田方福祉株式会社	かがやき園訪問看護ステーション	熊本県八代市通町8番30号	平成26年12月1日	居宅療養管理指導
社会医療法人 芳和会	水俣協立病院	熊本県水俣市桜井町二丁目2番12号	平成26年12月1日	通所リハビリテーション
医療法人 回生会	医療法人回生会 堤病院	熊本県人吉市下林町232	平成27年1月3日	短期入所療養介護
医療法人坂梨ハート会	坂梨ハートクリニック	熊本県阿蘇市小里249-2	平成27年1月31日	訪問看護
医療法人 再生会	すみれ老人訪問看護ステーション	熊本県宇土市南段原町164番地5	平成27年3月31日	居宅療養管理指導
公益社団法人 熊本県看護協会	熊本県看護協会 訪問看護ステーションながす	熊本県玉名郡長洲町大字長洲1306番地	平成27年3月31日	居宅療養管理指導

一般社団法人 阿蘇郡市医師会	阿蘇郡医師会立 南部訪問看護ス テーション	熊本県阿蘇郡高 森町高森161 2番地の1	平成27年 3月31日	居宅療養管理 指導
-------------------	-----------------------------	-----------------------------	----------------	--------------

**熊本県告示第197号**

次のとおり介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による指定居宅介護支援の事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定により公示する。

平成27年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
有限会社弘司	ケアプランあかね	熊本県宇城市松橋町両仲間1005番地3	平成26年 10月29日	居宅介護支援

**熊本県告示第198号**

次のとおり介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、第115条の10の規定により公示する。

平成27年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
百崎 末雄	百崎内科医院	熊本県葦北郡芦北町田浦806	平成26年 9月30日	介護予防居宅療養管理指導
百崎 末雄	百崎内科医院	熊本県葦北郡芦北町田浦806	平成26年 9月30日	介護予防訪問リハビリテーション
百崎 末雄	百崎内科医院	熊本県葦北郡芦北町田浦806	平成26年 9月30日	介護予防訪問看護
百崎 末雄	百崎内科医院通所リハビリテーション事業所	熊本県葦北郡芦北町田浦806	平成26年 9月30日	介護予防通所リハビリテーション
医療法人社団 昭和会	ヘルパーステーションむつみ	熊本県荒尾市荒尾317番地1	平成26年 10月1日	介護予防訪問介護
田方福祉株式会社	かがやき園訪問看護ステーション	熊本県八代市通町8番30号	平成26年 12月1日	介護予防居宅療養管理指導
社会医療法人 芳和会	水俣協立病院	熊本県水俣市桜井町二丁目2番12号	平成26年 12月1日	介護予防通所リハビリテーション
医療法人 回生会	医療法人回生会堤病院	熊本県人吉市下林町232	平成27年 1月3日	介護予防短期入所療養介護
医療法人坂梨ハート会	坂梨ハートクリニック	熊本県阿蘇市小里249-2	平成27年 1月31日	介護予防訪問看護
医療法人 再生会	すみれ老人訪問看護ステーション	熊本県宇土市南段原町164番地5	平成27年 3月31日	介護予防居宅療養管理指導
公益社団法人 熊本県看護協会	熊本県看護協会訪問看護ステーションながす	熊本県玉名郡長洲町大字長洲1306番地	平成27年 3月31日	介護予防居宅療養管理指導
一般社団法人	阿蘇郡医師会立	熊本県阿蘇郡高	平成27年	介護予防居宅

阿蘇郡市医師会	南部訪問看護ステーション	森町高森161 2番地の1	3月31日	療養管理指導
---------	--------------	------------------	-------	--------

**熊本県告示第199号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成27年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
尽天株式会社	デイサービス 和楽家 野々島 苑	合志市野々島1 601-6	平成27年 3月2日	介護予防通所 介護

**熊本県告示第200号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成27年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人むべの里	むべの里訪問介護事業所合志	合志市豊岡字須 屋久保1900 番地の6	平成27年 3月1日	訪問介護

**熊本県告示第201号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成27年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人むべの里	むべの里訪問介護事業所合志	合志市豊岡字須 屋久保1900 番地の6	平成27年 3月1日	介護予防訪問 介護

**熊本県告示第202号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成27年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人むべの里	むべの里デイサービスセンター 合志	合志市豊岡字須 屋久保1900 番地の6	平成27年 3月1日	通所介護

**熊本県告示第203号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成27年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人むべの里	むべの里デイサービスセンター 合志	合志市豊岡字須屋久保1900番地の6	平成27年3月1日	介護予防通所介護

**熊本県告示第204号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・5・45号上熊本弓削線
- 3 事業施行期間 平成27年3月6日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本県熊本市中央区黒髪二丁目、黒髪五丁目、渡鹿五丁目及び渡鹿六丁目地内  
使用の部分 熊本県熊本市中央区黒髪二丁目及び渡鹿五丁目地内

**熊本県告示第205号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年3月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	原植木線	菊池市泗水町南田島字山下 714番地先から 菊池市泗水町南田島字佐野田 1134番1地先まで	前	4.9 ～ 30.0	411.0	単道改
			後	13.7 ～ 30.0		

- 2 区域を変更する期日 平成27年3月6日

**熊本県告示第206号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年3月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	宮崎芦北線	葦北郡芦北町大字田川字浦田 1520番4地先から 同所 1520番2地先まで	前	9.5 ～ 19.7	134.0	防交安 (災害 防除)
			後	9.5 ～ 32.3		

- 2 区域を変更する期日 平成27年3月6日

**熊本県告示第207号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特

別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 山仁田川（523-1-032）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町小島子
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 桑鶴川（523-1-033）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町小島子
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 鷺口川（523-1-034）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町大島子
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 中村川（523-2-033）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町小島子
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 尾柳迫川-1（523-2-034-1）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町大島子
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 尾柳迫川-2（523-2-034-2）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町大島子
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 鯨道 (2) - 1 (523-1-070-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町小島子
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 鯨道 (2) - 2 (523-1-070-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町小島子
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 春葉山 (523-1-071)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町小島子
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 中村 - 1 (523-1-072-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町小島子
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 中村 - 2 (523-1-072-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町小島子
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 12 中村 - 3 (523-1-072-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町小島子
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)



- 1 3 小島子（523-1-073）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町大島子
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 4 海老養殖場前-1（523-1-074-1）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町大島子
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 5 海老養殖場前-2（523-1-074-2）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町大島子
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 6 福井田2（523-2-115）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町小島子
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 7 福井田3（523-2-116）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町小島子
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 8 福井田4（523-2-117）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町小島子
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 9 山仁田-1（523-2-118-1）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- (2) 天草市有明町小島子  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 0 山仁田-2 (523-2-118-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町小島子
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 1 山仁田-3 (523-2-118-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町小島子
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 2 山仁田-4 (523-2-118-4)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町小島子
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 3 鷲口1 (523-2-119)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町小島子
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 4 鷲口2-1 (523-2-120-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町小島子
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 5 鷲口2-2 (523-2-120-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町小島子
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 26 小島子1 (523-2-121)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町小島子
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 27 小島子2 (523-2-122)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町小島子
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 28 小島子3 (523-2-123)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町大島子
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 29 小島子4 (523-2-124)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町大島子
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 30 小島子6 (523-2-125)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町大島子
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 31 小島子7 (523-2-126)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町大島子
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 2 小島子8 (523-2-127)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 天草市有明町大島子  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 3 小島子9-1 (523-2-128-1)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 天草市有明町大島子  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 4 小島子9-2 (523-2-128-2)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 天草市有明町大島子  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 小島子10-1 (523-2-129-1)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 天草市有明町大島子  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 6 小島子10-2 (523-2-129-2)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 天草市有明町大島子  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 7 鷺川河口 (523-2-130)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 天草市有明町大島子  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 8 海老養殖場前1 (523-2-131)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 天草市有明町大島子  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 9 海老養殖場前3-1 (523-2-132-1)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 天草市有明町大島子  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 0 海老養殖場前3-2 (523-2-132-2)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 天草市有明町大島子  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 1 海老養殖場前4 (523-2-133)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 天草市有明町大島子  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 2 海老養殖場前5 (523-2-134)  
 (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
 天草市有明町大島子  
 (2) 土砂災害警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 3 村中池前 (523-2-135)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 天草市有明町大島子  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 4 観音堂下2 (523-2-136)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町大島子
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 5 上 2 (523-2-138)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町大島子
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 6 八幡宮下 (523-2-139)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町大島子
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 7 大島子-1 (523-2-140-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町大島子
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 8 大島子-2 (523-2-140-2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町大島子
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 9 大島子-3 (523-2-140-3)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町大島子
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

5 0 大島子-4 (523-2-140-4)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町大島子

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 1 大島子-5 (523-2-140-5)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町大島子
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 2 大島子-6 (523-2-140-6)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町大島子
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 3 大矢1 (523-2-141)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町大島子
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 4 大矢2 (523-2-142)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町大島子
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 5 大矢3 (523-2-143)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町大島子
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 6 大矢4 (523-2-144)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町大島子
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 57 大矢5(523-2-145)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市有明町大島子
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**公 告**

**熊本県公告第137号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成27年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市須屋字拾八町1627番36、同1627番37及び同1627番55の一部  
1,837.10平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市須屋2972-85  
株式会社草原住宅

**熊本県公告第138号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成27年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市栄字西沖3794番126  
384.56平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市中央区保田窪一丁目7番17号 サンコテージ302  
木下 祐輔

**熊本県公告第139号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成27年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市豊岡字南長嶺1709番4  
494.90平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池市泗水町吉富175番地127  
上野 京子

**熊本県公告第140号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。  
平成27年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ロッキー本渡店  
 天草市亀場町大字食場中友尻 9 6 7 番ほか
- 2 変更しようとする事項の概要  
 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ロッキー 代表取締役社長 竹下 光伸 熊本市北区植木町植木 1 3 3 番地の 1	変更なし
なし	株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下 陽一 茨城県水戸市柳町一丁目 1 3 番 2 0 号

- (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 (変更前) 4, 8 2 9 平方メートル  
 (変更後) 4, 5 0 0 平方メートル
- (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
 ア 駐車場の位置及び収容台数

駐車場No.	変更前	変更後
第 1 駐車場	敷地内中央部 2 0 6 台	敷地内中央部及び既設 A 棟北側 2 3 3 台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場No.	変更前	変更後
第 1 駐輪場	A 棟建物東側 1 8 台	A 棟建物東側 1 8 台
第 2 駐輪場	なし	B 棟建物北側 2 0 台
第 3 駐輪場	なし	A 棟建物東側 1 2 台
計	1 8 台	5 0 台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(単位：平方メートル)

荷さばき施設No.	荷さばき施設の位置	変更前	変更後
荷さばき施設(1)	A 棟倉庫西側	3 3 . 5	6 9 . 0
荷さばき施設(2)	B 棟南側	3 3 . 5	3 3 . 5
荷さばき施設(3)	B 棟東側	1 3 7 . 7	1 3 7 . 7
合計		2 0 4 . 7	2 4 0 . 2

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(単位：立法メートル)

廃棄物保管施設No.	廃棄物保管施設の位置	変更前	変更後
廃棄物保管庫(1)	B 棟南側	4 . 8	4 . 8
廃棄物保管庫(2)	B 棟南側	4 . 8	4 . 8
廃棄物保管庫(3)	B 棟南側	4 . 8	4 . 8
廃棄物保管庫(4)	A 棟倉庫内北東側	4 . 8	8 . 5 5
廃棄物保管庫(5)	A 棟倉庫内北東側	4 . 8	8 . 5 5
廃棄物保管庫(6)	A 棟倉庫内北東側	4 . 8	8 . 5 5
合計		2 8 . 8	4 0 . 0 5

- (4) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項  
 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 (変更前) 株式会社ロッキー 開店時刻 午前 9 時  
 閉店時刻 午後 9 時  
 (変更後) 株式会社ロッキー 変更なし  
 株式会社九州ケーズデンキ 開店時刻 午前 1 0 時  
 閉店時刻 午後 9 時
- イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	変更前	変更後
荷さばき施設(1)	午前 6 時から午後 6 時まで	午前 9 時から午後 1 0 時まで
荷さばき施設(2)	午前 6 時から午後 6 時まで	変更なし
荷さばき施設(3)	午前 6 時から午後 6 時まで	変更なし

- 3 変更する年月日  
平成27年10月17日
- 4 届出年月日  
平成27年2月16日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県天草広域本部天草地域振興局総務振興課  
平成27年3月6日から平成27年7月6日まで

**熊本県公告第141号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により国土院院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。  
平成27年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（オルソ作成）	平成26年8月11日から 平成27年1月23日まで	天草市、上天草市及び苓北町

**熊本県公告第142号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。  
平成27年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
内田 敬介	下益城郡美里町中郡	下益城郡美里町萱野字上八ツ家241番
隈部 修	下益城郡美里町馬場	下益城郡美里町中郡字上新谷1646番1ほか1筆

- 2 認可年月日  
平成27年2月27日

**熊本県公告第143号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。  
平成27年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
南 信	熊本市南区城南町高	熊本市南区城南町高字塘道1006番

- 2 認可年月日  
平成27年2月27日

**登載依頼**

**熊本県都市計画審議会公告第1号**

第145回熊本県都市計画審議会を次のとおり開催します。  
平成27年3月6日

熊本県都市計画審議会  
会長 両 角 光 男

- 1 日時  
平成27年3月18日（水）午前10時から正午まで
- 2 場所

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号  
熊本県庁行政棟新館2階201会議室

## 3 議題

## 【審議】

- (1) 荒尾都市計画道路の変更の件（荒尾長洲線他2路線：荒尾市）
- (2) 長洲都市計画道路の変更の件（荒尾長洲線他2路線：長洲町）
- (3) 本渡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の件
- (4) 牛深都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の件
- (5) 熊本都市計画区域の変更の件
- (6) 熊本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の件
- (7) 熊本都市計画区域区分の変更の件（菊陽町、嘉島町、益城町）
- (8) 菊池都市計画区域の変更の件

## 4 傍聴者の定員

20名

## 5 傍聴手続

- (1) 傍聴を希望される方には、審議会開会の1時間前から10分前までに、受付にて整理券を配布します。
- (2) (1)において配布した整理券を持って、審議会開会10分前に受付に集合してください。
- (3) 傍聴を希望される方の総数が傍聴者の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定します。
- (4) 傍聴を認められた方は、受付において係員の指示に従い会場に入室することができます。

## 6 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) はり紙、旗、プラカードの掲示、はち巻、腕章の類を身につける等示威的行為はできません。
- (3) 会場内での飲食はできません。
- (4) 会場内において、写真撮影、録画、録音等はありません。
- (5) 会場内で携帯電話等の通信機器を使用することはできません。
- (6) その他会議開催中に秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

上記のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。

傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、退場していただく場合があります。

## 7 非公開の案件

今回の審議会では、「3議題」のうち、【審議】(1)、(2)及び(7)については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3公開の基準ア又はイに該当し非公開となり傍聴はできません。

なお、公開の案件の審議中であっても、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3公開の基準に該当する場合には、あらかじめ公開非公開の決定権限を会長に委任しておりますので、会長の判断により、公開、非公開の別を決定することとしています。

## 8 問い合わせ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県都市計画審議会事務局（熊本県土木部道路都市局都市計画課）

電話番号：096-333-2520

## 熊本近代文学館協議会公告第1号

平成26年度熊本近代文学館協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおり。

平成27年3月6日

熊本近代文学館協議会

## 1 開催日時

平成27年3月18日（水）

午前10時から正午まで

## 2 開催場所

熊本市中央区出水2丁目5番1号

熊本市総合体育館・青年会館1階 第1会議室

## 3 議題

- (1) 平成26年度事業報告について
- (2) 熊本県立図書館・熊本近代文学館の機能拡充の概要について
- (3) 平成27年度事業計画およびリニューアル後の活動概要について

## 4 傍聴人の定員

10人

## 5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の座長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
 熊本市中央区出水2丁目5番1号  
 熊本県立図書館総務課総務企画係  
 (電話 096-384-5000)

**熊本県立図書館協議会公告第1号**

平成26年度熊本県立図書館協議会の会議を次のとおり開催する。  
平成27年3月6日

- 1 開催日時  
平成27年3月12日(木)  
午前10時30分から午後0時00分まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区出水2丁目7番1号  
熊本市青年会館 1階第1会議室
- 3 議題  
報告・協議事項  
  - ①平成26年度事業報告について
  - ②平成27年度事業計画(案)
  - ③熊本県立図書館・熊本近代文学館の機能拡充事業の進捗状況について
- 4 傍聴人の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、該当会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市中央区出水2丁目5番1号  
熊本県立図書館協議会事務局(熊本県立図書館総務課)  
(電話)096-384-5000

**熊本県選挙管理委員会告示第9号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項及び第75条第5項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第4項、第81条第2項及び第86条第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第2項の規定に基づくその総数が80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。  
平成27年3月6日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 松 永 榮 治

その総数の50分の1 29,557  
その総数が80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 284,728

**熊本県選挙管理委員会告示第10号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第4項の規定に基づくその総数の3分の1の数は、次のとおりである。  
平成27年3月6日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 松 永 榮 治

選挙区名	
熊本市中央区選挙区	47, 772
熊本市東区選挙区	50, 352
熊本市西区選挙区	25, 526
熊本市南区選挙区	27, 927
熊本市北区選挙区	30, 806
八代市・八代郡選挙区	39, 424
人吉市選挙区	9, 419
荒尾市選挙区	15, 014
水俣市選挙区	7, 365

玉名市選挙区	18, 718
天草市・天草郡選挙区	26, 538
山鹿市選挙区	15, 262
菊池市選挙区	13, 765
宇土市選挙区	10, 227
上天草市選挙区	8, 401
宇城市選挙区	16, 827
阿蘇市選挙区	7, 738
合志市選挙区	15, 105
下益城郡選挙区	9, 026
玉名郡選挙区	12, 109
鹿本郡選挙区	8, 257
菊池郡選挙区	18, 818
阿蘇郡選挙区	11, 040
上益城郡選挙区	24, 426
葦北郡選挙区	6, 788
球磨郡選挙区	15, 969

**熊本県行政文書等管理委員会公告第3号**

平成26年度第3回熊本県行政文書等管理委員会を次のとおり開催する。  
平成27年3月6日

熊本県行政文書等管理委員会 会長 渡 邊 榮 文

- 1 開催日時  
平成27年3月13日（金）  
午後1時00分から（2時間程度）
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁本館13階 展望会議室
- 3 議題  
(1) 行政文書の廃棄に関する意見聴取について  
(2) 廃棄保留とされた行政文書の再整理について  
(3) 平成26年度監査実施状況に係る報告について 等
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。  
(3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課（電話096-333-2061）

**熊本県公安委員会規則第1号**

銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成27年3月6日

熊本県公安委員会委員長 山本 隆生

銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則の一部を改正する規則  
銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則（平成21年熊本県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第4条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第76条第1項第3号に規定する添付書類の様式は第2項に規定する誓約書、同条第1項第6号」を「第76条第1項第4号」に、「同意書」を「、同意書」に改め、同項を同条第2項とする。

第16条第2項中「第81条」を「第80条」に改める。

別記様式第3号及び別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第3号及び別記様式第4号 削除

附 則

この規則は、平成27年3月6日から施行する。

熊本県主要農作物奨励品種審査会公告第1号

熊本県主要農作物奨励品種審査会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成27年3月6日

熊本県主要農作物奨励品種審査会会長

- 1 開催日時  
平成27年3月13日(金)  
午後3時30分から4時10分まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺公園28-51 ホテル熊本テルサ2階 ひばりの間
- 3 議題  
(1) 奨励(認定)品種に採用したい品種  
・水稲「華錦」(酒造好適米品種)
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において、審査会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県主要農作物奨励品種審査会事務局(熊本県農林水産部生産局農産課)  
(電話番号096-333-2388 内線 5378)

正 誤

平成18年5月12日熊本県告示第522号(物品購入契約等及び業務委託契約に係る入札参加資格審査格付要領)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
22	25	営業年数 創業日から審査基準日 現在までの営業年数	営業年数、創業日から審査基準日現 在までの営業年数

平成26年3月31日熊本県公報号外第14号目次中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1	9	熊本県消防学校処務規程	熊本県消防学校処務規定

平成26年4月15日熊本県公報目録第3号中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
10	31	熊本県消防学校処務規程	熊本県消防学校処務規定